

# 第7章 都市づくりの推進に向けて

## 第1節 都市づくりへの町民参加の推進

### 1. 町民参加の考え方

#### 〔町民参加〕

将来都市像として掲げた「豊かな自然・歴史環境に包まれた暮らしやすく活力あるまちばんげ」は、単に機能的に充足したまちや美観が優れているまちを言うのではなく、そこに生活する一人ひとりが「会津坂下町」に誇りを持ち、生き活きと暮らせるまちでなければなりません。

そのようなまちをつくるためには、町民一人ひとりがまちづくりの主役としての意識を持ち、計画の初期の段階からまちづくりに参加し、町民と行政、そして専門家等と協働して実現していくことが求められています。

#### 〔情報の共有化〕

町民参加を支える大きな柱は、まちづくりに関する情報です。町役場や企業、あるいは町民団体等有しているまち及びまちづくりに関する情報を、広くそして分かりやすく町民に公開し、まちづくりの情報を共有していくことが必要です。さらには、いわゆる都市計画に関するだけでなく、「会津坂下町」に関する最新情報を、多様に知ることができる情報システムを確立し、意識を高めていくことが必要です。

#### 〔体制と仕組みづくり〕

誰もがまちづくりに参加しやすくするためには、町民参加システムの整備と参加機会の設定、まちづくり活動への支援、NPOの育成等をとおして、町民の参加を支援していく体制を整える必要があります。また、まちづくりは、その時々道路や建物を造り、木を植え、環境を整備するだけでなく、それらを有効に活用し、適切に維持・管理するという継続した取り組みです。そのため、会津坂下町都市計画マスタープランに基づく様々な計画や事業が、どのように進捗しているか常に検証し、成果や問題点を考察する評価・点検システムを整えていく必要があります。

## 2. 町民参加の推進

### (1) 情報の共有化と人づくり

#### ① 情報の公開体制の充実

- まちづくりに関する情報の総合的な窓口を設置する等、分かりやすく親しみやすい組織体制や情報提供システムを整え、町民の求める情報提供に努めます。
- まちづくりに関する政策立案過程を町民が知ることができるよう広報公聴活動を充実します。

#### ② まちづくりに取り組む町民の意識づくり

- 小中学生を対象としたまちづくり学習や、まちづくりイベント等により、まちづくりへの町民参加意識を高めます。

### (2) 町民の参加システムの拡充

#### ① 町民活動への支援

- 誰もがまちづくりに参加しやすくするため、町民の自主的活動への支援制度の拡充を図ります。
- 様々な分野の専門知識を有する人や地域のリーダーとなってまちづくりを進めていく人材の把握と、必要な情報の提供や勉強会等を行ってリーダーとなる人材の育成に努めます。

#### ② 参加形態・機会の多様化

- 多様な町民参加の取り組みのあり方を検討し、その実現に努めます。
- 身近な地域におけるまちづくりのルールである地区計画や建築協定等の町民参加の計画、制度を積極的に活用するとともに、計画段階における多様な町民参加の制度、体制を確立します。
- 公園等の身近な施設について、利用者による施設管理の制度を拡充します。

### (3) 協働体制の強化

- 町民の主体的なまちづくり組織の設立を奨励し、その活動を支援、助成する体制を整えるとともに、これらの組織と連携、協働してまちづくりを進める意識の定着と協働体制の確立に努めます。
- 行政の組織体制を柔軟なものとし、多様な町民のニーズに対応していきます。更に、まちづくりに熱意と知識を持ち、広い視野からまちづくりを立案し、支援していくことのできる職員の育成に努めます。

## 第2節 会津坂下町都市計画マスタープランの推進

「会津坂下町都市計画マスタープラン」は、本町のまちづくりを進めていく上で目標となるものであり、都市計画道路の配置や用途地域の指定等の都市計画を立案・決定するための指針となるものです。

今後は、この会津坂下町都市計画マスタープランを基本として、次のような取り組みにより町民と行政が一体となって都市づくりを進めていきます。

### 1. 具体的な計画づくりと都市計画の決定

会津坂下町都市計画マスタープランで示されている内容は基本方針であり、個別の基本計画や具体的な都市計画決定は別に対応するものとします。

そのため、目標の実現のためには本方針を基本として、具体的な計画づくりを行うとともに、個々の計画や事業の熟度等を考慮し、町民の理解と協力を得ながら、適切な時期に都市計画として決定していきます。

### 2. 独自のルールや制度の制定

目標としているまちは、道路等の都市計画決定と都市計画事業の実施のみでは実現することはできません。良好な景観の育成、緑の保全・育成、良好な住宅地環境の保全・育成等を実現するため、条例による町独自のまちづくりへの取り組みや、地区計画を含めた町民や地権者の参加を基本としたルールづくりを進めていきます。

### 3. 効率的な事業実施

会津坂下町都市計画マスタープランは、概ね20年先の目標像を描いたものであり、その実現のためには効率的に事業を実施していく必要があります。

そのため、中長期的・段階的な取り組みや周辺市町村との連携の視点にたつて、効率的な整備プログラムを策定し、それに沿って整備を進めていきます。

### 4. 会津坂下町都市計画マスタープランの進行管理と適切な見直し

会津坂下町都市計画マスタープランは中長期的な計画であるため、その着実な実現のために進行管理を的確に行うとともに、我が国の社会経済の動向、本町に関連する広域的な都市整備の動向や目標の実現の段階に応じて、町民参加の基に適切な見直しを行っていきます。

### 5. まちづくり制度・事業の活用

まちづくりの目標やまちづくりの方針を実現するため、都市計画の手法やまちづくりの方策を総合的に適用して、町民の参加と協力を得ながら具体のまちづくりを推進していきます。

